

国連人権理事会普遍的・定期的レビュー（UPR）第3回対日審査  
における勧告及び我が国対応（抜粋）

161. 214. 福島の高放射線地域からの自主避難者に対して、住宅、金銭その他の生活援助や被災者、特に事故当時子供だった人への定期的な健康モニタリングなどの支援提供を継続すること。（オーストリア）

161. 214. フォローアップすることに同意する。

「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」などに基づき、必要な支援を行っている。また、福島県は、県民健康調査などを行っている。

161. 215. 男性及び女性の両方に対して再定住に関する意思決定プロセスへの完全かつ平等な参加を確保するために、福島第一原発事故の全ての被災者に国内避難民に関する指導原則を適用すること。（ポルトガル）

161. 215. フォローアップすることに同意する。

我が国は指導原則の趣旨は尊重しており、男性及び女性のプロセスへの参加を確保すべく尽力していく。

161. 216. 特に許容放射線量を年間 1 ミリシーベルト以下に戻し、避難者及び住民への支援を継続することによって、福島地域に住んでいる人々、特に妊婦及び児童の最高水準の心身の健康に対する権利を尊重すること。（ドイツ）

161. 216. フォローアップすることに同意する。

161. 217. 福島原発事故の被災者及び何世代もの核兵器被害者に対して、医療サービスへのアクセスを保証すること。（メキシコ）

161. 217. フォローアップすることに同意する。

我が国においては、国民皆保険制度により、何人も医療サービスへのアクセスが保障されている。また、広島及び長崎における原子爆弾の被爆者に対しては、原子爆弾被爆者援護法に基づく追加の支援を実施している。（なお、原子爆弾の被爆二世については、原子爆弾の放射線による遺伝的影響があるという科学的知見は得られていないため、被爆者と同様の支援を検討することは考えていない。）